

京都市告示第14号

介護保険法第24条の2第1項第2号の規定に基づき、要介護認定調査事務の一部を指定市町村事務受託法人に次のとおり委託しました。

平成22年4月1日

京都市長 門川 大作

1 当該委託に係る事務所の名称及び所在地

(1) 名称

特定非営利活動法人京都市老人福祉施設協議会事業センター

(2) 所在地

京都市下京区河原町五条下る梅湊町83番地の1 ひと・まち交流館
京都内 京都市老人福祉施設協議会事務局

2 委託する指定市町村事務受託法人の名称、主たる事務所の所在地及びその代表者の氏名

(1) 名称

特定非営利活動法人京都市老人福祉施設協議会事業センター

(2) 主たる事務所の所在地

京都市下京区河原町五条下る梅湊町83番地の1 ひと・まち交流館
京都内 京都市老人福祉施設協議会事務局

(3) 代表者の氏名

理事長 山田 尋志

3 委託開始年月日

平成22年4月1日

4 委託事務の内容

要保護者で介護保険被保険者以外の者の新規要介護（要支援）認定事務に
おける訪問調査業務

5 居宅サービス等の提供の有無

無

（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）